

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の 算定状況を公表いたします。

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合施設内での対応について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

所定療養費（Ⅱ）

1. 対象の入所者は次の状態のいずれかに該当するものであること。イ) 肺炎 ロ) 尿路感染症 ハ) 带状疱疹 ニ) 蜂窩織炎

※入所者に対し投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。

2. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載すること。
3. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
4. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
5. 検査等をする医師が介護老人保健施設の医師が感染症に関する内容を含む研修を受講していること。

所定疾患療養費				
検査・説明	検査	診断	治療薬	期間
4月	採血・検尿	尿路感染症	レボフロキサシン1P×	3日間
4月	採血・検尿	尿路感染症	レボフロキサシン1P×	5日間
4月	採血・検尿	尿路感染症	レボフロキサシン1P×	4日間
5月	採血・検尿	尿路感染	レボフロキサシン1P 1×	4日間
5月	検尿	尿路感染	ホグメンチン3T3×	7日間
5月	検尿	尿路感染	ホグメンチン3T3×	7日間
5月	X-P・採血	肺炎	レボフロキサシン2P2×	5日間
6月	採血・検尿	蜂窩織炎	レボフロキサシン1錠 1×	5日間
6月	採血・検尿	尿路感染症	レボフロキサシン1錠 1×	5日間
7月	検尿	尿路感染症	オーグメンチン3T3×	5日間
7月	検尿・採血	尿路感染症	オーグメンチン3T3×	3日間
7月	検尿・採血	尿路感染症	レボフロキサシン(250)2P 1×	7日間
7月		蜂窩織炎	生食100ml+セフトリアキソン1g	4日間
8月	採血・検尿	尿路感染	オーグメンチン3T3×	4日間
8月	検尿	尿路感染	オーグメンチン3T3×	7日間

8月	検尿	尿路感染	オーグメンチン3T3×	6日間
8月	検尿・採血	尿路感染	オーグメンチン3T3×	5日間
8月	検尿	尿路感染	オーグメンチン3T3×	7日間
9月	検尿	尿路感染	オーグメンチン3T3×	7日間
9月		蜂窩織炎	レボフロキサシン1T 1×	4日間
10月	検尿・採血	尿路感染	オーグメンチン3T3×	5日間
10月	検尿・採血	尿路感染	オーグメンチン3T3×	5日間
11月	検尿・採血	尿路感染症	レボフロキサシン2P 1×	5日間
11月	検尿・採血	肺炎	セフトゾアキソン1g+生食100ml	4日間
11月	検尿・採血	尿路感染症	オーグメンチン3T3×	5日間
12月	検尿	尿路感染症	オーグメンチン3T3×	4日間
12月	検尿・採血・XP	尿路感染症	セフトリアキソン1g +生食100ml	5日間
1月	検尿	尿路感染症	オーグメンチン3T3×	5日間
2月	検尿	尿路感染症	オーグメンチン3T3×	5日間
2月	検尿・採血・XP	尿路感染症	レボフロキサシン1P 1×	3日間
2月	検尿・採血・XP	尿路感染症	レボフロキサシン1P 1×	1日間
3月	検尿・採血	尿路感染症	レボフロキサシン(250) 1×	2日分
3月	検尿・採血	尿路感染症	オーグメンチン3T3×	4日間
3月	検尿・採血	尿路感染症	オーグメンチン3T3×	5日間
3月	検尿・採血	尿路感染症	オーグメンチン3T3×	5日間
3月	検尿・採血	尿路感染症	オーグメンチン3T3×	5日間
3月	検尿・採血	尿路感染症	オーグメンチン3T3×	5日間
3月	検尿・採血	尿路感染症	オーグメンチン3T3×	5日間